

7山日漁調指示第6号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和7年8月 19 日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 中 島 均

1 指示する内容

(1) 漁業の禁止

まきえ釣り漁業(長崎県において「かぶせ釣り」又は「まき落とし釣り」漁業と称するものに限る。)は営んではない。

(2) 禁止する海域

山口県日本海海区

2 指示の有効期間

令和7年 10 月 1 日から令和 10 年9月 30 日まで